令和3年度の保険料のお知らせ

令和3年度の保険料につきましては、**7月**に個別にお知らせします。

保険料の計算方法

均等割 (1人当たりの額) 52,048円

+

所得割 (本人の所得に応じた額) (令和2年中の所得-43万円) × == 10.98%

1年間の保険料 (限度額 64 万円) (100円未満切り捨て)

1年間の保険料の上限額は64万円です。

所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

口座振替を希望される方は役場住民課保険グループにお問い合わせください。

次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」 により納めていただきます。

年金からのお支払いができない場合

- ・介護保険料が年金から引かれていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- ・介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の 半分を超える方

※保険料のお支払いが困難な場合は住民課保険グループへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

ジェネリック医薬品を利用するには

ジェネリック医薬品とは

医療機関で処方される薬には、新薬 (先発医薬品) とジェネリック医薬品 (後発医薬品) があります。 新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

ジェネリック医薬品を希望される方は

ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

希望カードが必要な方は住民課保険グループまでお問い合わせください。

【お問合せ先】

役場住民課保険グループ TEL 0164-32-2410